

## 秋田県告示第180号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による令和5年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による狩猟免許の更新に係る令和5年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項及び同令第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年4月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 狩猟免許試験

#### (1) 日時及び場所

日	時	場	所
令和5年6月18日（日）	午前10時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4 秋田県森林学習交流館プラザクリプトン	大会議室
令和5年7月30日（日）	午前10時	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター	講堂
令和5年9月24日（日）	午前10時	大仙市内小友字中沢171番地4 秋田県立農業科学館	多目的ホール
令和5年12月3日（日）	午前10時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4 秋田県森林学習交流館プラザクリプトン	大会議室

#### (2) 試験科目

##### ア 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について行う。

##### イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

##### ウ 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別等の課題について行う。

### 2 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

#### (1) 日時及び場所

日	時	場	所
令和5年6月11日（日）	午後1時30分	大仙市内小友字中沢171番地4 秋田県立農業科学館	多目的ホール
令和5年7月8日（土）	午後2時	秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎	会議室
令和5年8月6日（日）	午後1時30分	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター	講堂
令和5年9月14日（木）	午後2時	秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎	会議室

#### (2) 適性検査及び講習の内容

##### ア 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

##### イ 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について、3時間以上の講習を行う。

### 3 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

#### (1) 狩猟免許試験の受験

##### ア 狩猟免許申請書

イ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医

師の診断書

(2) 狩猟免許の更新

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

4 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、令和5年4月18日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日（以下「狩猟免許更新日」という。）の7日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

5 申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 申請書類は、令和5年4月18日から各狩猟免許試験日又は各狩猟免許更新日の7日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。

(2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(1)の期間（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書し、書留郵便で送付する。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付ける。

6 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付

開始時刻の30分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、所管地域振興局長から交付された受講票及び本人であることを証するもの（運転免許証等）を持参すること。

7 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問合せ先

秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課